

香取市中小企業者事業継続支援金【令和3年度版】

①事業継続支援金とは？

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動に支障を生じている市内の中小企業等に対し、事業の継続を支援します。

②支援金

市内に所在する事業所1箇所につき**10万円**
(30万円を限度で申請は1回限りです。)

③申請期間

7月20日(火)～9月30日(木)【当日消印有効】

④対象要件(主なもの)

以下の要件を**すべて満たす**ことが必要

(1) 中小企業者(個人事業主を含む)のうち、以下の業種を営む者

○鉱業、採石業、砂利採取業 ○建設業 ○製造業 ○電気・ガス・熱供給・水道業
○情報通信業 ○運輸業、郵便業 ○卸売業、小売業 ○金融業、保険業 ○サービス業
○不動産業、物品賃貸業 ○学術研究、専門・技術サービス業 ○宿泊業、飲食サービス業
○生活関連サービス業、娯楽業 ○教育、学習支援業 ○医療、福祉 ○複合サービス事業

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和3年1月から6月までのうち、任意のひと月売上高が前々年または前年同月と比較して50%以上減少

(3) 香取市内に「主たる事業所」を有する中小企業者

(4) 今後も継続して、市内で事業活動を行う意思を有する

(5) 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがない

(6) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守している

(7) 暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でない

※詳細は、申請書類をご覧ください

⑤申請方法

郵送又は持参(郵送は簡易書留など追跡可能な方法を推奨)

⑥申請書類の入手方法

(1) 市ホームページからダウンロード

トップページ→農業・産業→商工業の振興→香取市独自の中小企業支援策について

URL:http://www.city.katori.lg.jp/nogyo_sangyo/shokogyo/koronadokujisien.html

(2) 市役所(本庁・各支所)、佐原商工会議所及び香取市商工会で入手

郵送先・問い合わせ

〒287-8501 香取市佐原口2127

香取市役所 商工観光課 商工企業誘致班 宛

電話 0478-50-1234 又は 0478-50-1212

(午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日を除く)

香取市 事業継続支援金

検索

事業継続支援金サイト

